

平成 30 年 2 月 20 日

AEO 制度の一層の推進のための要望書

公益財団法人日本関税協会



AEO 制度の一層の拡充を図り、同制度を一層推進することにより貿易の円滑化及び国際物流のセキュリティの確保に資するべく、下記の通り要望します。

記

1. 特例申告に係る関税は、輸入者が直ちに納付できるように改善すること

現在、期限内特例申告を行った場合には、翌月の 21 日に納付書が一括して NACCS を通じて配信されている。年末等月末までに執務日が少ない場合その他の理由で、社内処理が間に合わないケースがあり、これを避けるために、やむを得ず関税法第 9 条の 2 第 2 項に基づき納期限の延長を行わなければならないケースが発生する。こうした事態を避けるため、期限内特例申告したものは、同期限内に社内の納付手続きが完了できるよう、NACCS による特例申告の納付書の一括配信を、AEO 輸入者又は AEO 通関業者の意思により自由に設定できるよう措置するか、又は少なくとも例えば期限月の 8 日若しくは 21 日のいずれかを選択できるように措置して頂きたい。

2. AEO 事業者に対する延納担保を緩和すること

関税法第 9 条の 2 に基づく納期限延長の担保については、AEO 事業者と非 AEO 事業者との間に差はなく、多くの貨物を輸入している AEO 輸入者にとって、納期限延長制度を利用する際の担保（銀行又は保険会社の保証を得るための保証料）が高額となっている。また、WTO 貿易円滑化協定 7 条「物品の引取り及び通関」第 7 「認定事業者のための貿易の円滑化に関する措置」7.3 (e)において、包括的な保証の利用又は保証の軽減が規定されている。これらを踏まえ、AEO 輸入者が行う特例申告に係る納期限延長については、AEO 事業者のコンプライアンスを考慮した担保額の設定（例えば担保の額を現行の半額（担保額の 2 倍相当額までの延納を認める）とする措置を導入して頂きたい。これにより、AEO 事業者のメリットが一層明確となり、AEO を目指すインテンシブが働くことに繋がる。

3. AEO 事業者が行う修正申告の事前説明を省略又は簡易化すること

修正申告の内容に関する不備や再発防止等の目的で、現在、少額貨物を含む全ての修正申告について事前に税関に赴き説明を行うこと、また税関によっては修正申告に至った経緯の書面提出が求められている。

修正申告は自ら行う納税申告であり、税関は必要と認める場合にはいつでも審査すること

ができる。事前審査の趣旨は理解できるが、AEO 事業者の事務の簡素化等を図るため原則事前審査は廃止するか、あるいは何らかの基準（例えば、重加算税の基準の準用等）を設けるなど一層の事務の簡易化を図って頂きたい。

4. 輸出申告書記載事項の訂正手続の簡易化及び統一化を図ること

現在、輸出申告内容の変更を行う場合は NACCS 入力前に税関への事前の説明が求められている。AEO 事業者については記録を残し、必要に応じ再発防止策を講じることにより、税関による事後監査でこうした対策の確認もできることから、事前説明を廃止するか又は何らかの基準を設けることにより、事務の簡易化、効率化を図って頂きたい。

また、AEO 事業者が行う関税法第 67 条の 4 に基づく輸出の許可の取消しの手続に関し、一般輸出者の輸出取止め・再輸入手続に比べ長時間を要している。許可取消しに係る税関内部での手続の簡素化・迅速化を図って頂きたい。

5. AEO 事業者に対する輸出貿易管理令に基づく包括ライセンスの原本提出を省略すること

AEO 輸出者が行う特定輸出申告時には輸出貿易管理令に基づく包括ライセンスの原本提示は不要とされているが、JETRAS によらない一般輸出申告においては、AEO 輸出者及び AEO 通関業者が行う場合であってもライセンスの写し又は PDF の提出によるほか、事後、原本の提示が求められている。

経済産業省から包括ライセンスを受けている者は一定のコンプライアンスを認められた者であり、AEO 事業者の行う一般輸出申告についても原本提示は不要とし、事務の簡易化を図って頂きたい。

6. 輸出入貨物の画像送信による貨物確認等検査事務の簡易化を図ること

特定輸出申告又は特定委託輸出申告に係る航空貨物で貨物確認の対象となった場合、輸出者等の倉庫から税関への見本持込み、蔵置場所への再搬入、再梱包等に時間を要し、航空会社等の上屋への搬入が遅れるケースもある。このため、AEO 輸出者及び AEO 通関業者の行う、特定輸出申告又は特定委託輸出申告に係る貨物確認については、可能な限り画像により確認して頂きたい。

また、同様に AEO 輸入者及び AEO 通関業者の行う特定輸入申告又は特定委託輸入申告についても可能な限り同様の対応ができるよう貨物検査に関する基本通達の見直しを行って頂きたい。

7. 輸出入の貨物リストの内容の変更手続の簡易化及び取扱いの統一化を図ること

AEO 輸出者又は AEO 輸入者が承認申請時に税関に提出した輸出又は輸入の貨物リストについては、関税局長通達「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」により、リストの適正な作成、更新、保管及び税関からの要請があった場合において、速やかに提出可能な状

態であること等が求められている。当該貨物について変更があった場合、その都度貨物リストの変更届を提出するか否か税関によって取扱いが不統一である。通達の規定どおり、更新、管理、保管を徹底することとし、変更の都度の貨物リストの提出を求める方向で取扱いの統一化を図って頂きたい。

8. 通関非違事例について当該 AEO 認定通関業者に対し開示すること

税関が非違と指摘した案件については、現在、通関業者の要望に応じ、定期的に開示する税関と開示しない税関があり、対応が統一されていない。

特に、複数の税関官署で通関している業者にとっては、コンプライアンス担当総括担当部門においてそれぞれの事業所における非違の内容、発生状況を把握し、誤謬と非違の判断の違い等を細かく分析することは、一層のコンプライアンスの向上を図るために必要である。通関非違事例については定期的に開示するよう対応を各税関の取扱いを統一化して頂きたい。

9. AEO 運送者に係る委託先管理の対象を明確化すること

AEO 事業者には委託先のセキュリティ及びコンプライアンスの管理が要求されている。運送事業者は、一般的に下請、孫請、ひ孫請等多数の関連企業を利用しビジネスを開拓しており、全ての委託先管理を行うのは非常に困難となっている。AEO 運送者の申請に際して、運送区間を特定するか、地域を特定し、当該特定運送区間、または当該特定地域内での運送に關係する委託先企業の管理を行うことにより、委託先管理対象の明確を図り、より的確なセキュリティ管理を実現する手順を改善して頂きたい。

10. AEO 輸入者の輸入貨物を取り扱う CFS に対するセキュリティ管理義務を明確化すること

AEO 輸入者が貨物の輸入に利用する CFS について、税関から委託先のセキュリティ管理が不十分との指摘を受ける場合があるが、CFS は、輸入貨物を運送する船会社の指定により決まり、AEO 輸入者は指定することが出来ず、CFS に対する委託先管理を求められても、常時適切に対応することが困難である。また、CFS は公共的な施設であること、また既に輸入許可され内国貨物となって搬入される場合もある。

こうしたことに鑑み、輸入貨物に関する管理義務は、輸入許可までのセキュリティの管理体制に限ることとし、また輸入貨物の CFS については委託先管理の対象としない等、AEO 輸入者のセキュリティ義務範囲を明確化して頂きたい。

11. AEO 保税蔵置場の変更、増設に係わる手続の明確化、統一化を図ること

AEO 事業者が保税蔵置場の増設等変更する場合、変更の届出やコンプライアンスプログラムの事前届出等が求められるが、提出先窓口が保税部門、AEO 部門など税関によって取り扱いが不統一である。

こうした手続について、届出書類毎の提出先窓口を明確化し、各税関の取扱いを統一化し

て頂きたい。

12. コンテナヤードにおける AEO レーンを設置すること

輸出入貨物のコンテナヤードへの搬出入について、AEO 事業者については優先的に搬出入できるよう、例えば AEO レーンの設置等、国土交通省をはじめとする我が国の運輸関係者に機会あるごとに要請して頂きたい。

13. 国土交通省、経済産業省、財務省のコンプライアンスプログラムの監査項目等の調和を図ること

国土交通省の KS/RA 制度、経済産業省の輸出管理包括許可制度、及び財務省の AEO 制度において事業者に作成が求められている法律遵守規則（コンプライアンスプログラム）の相当な部分の内容はほとんど同じである。各省庁はそれぞれの法令に基づき事後監査（現場確認を含む）を行っているが、各制度間で重複する監査項目については、例えば一の省庁が実施した監査項目について 1 年以内に他の省庁が監査を行う場合、当該内容の重複する項目の監査を省略する等の省庁間の連携を図ることにより、民間事業者の負担を軽減して頂きたい。

14. AEO 相互承認等の拡充を図ること

中国、タイ等日系企業が多く進出している国々との AEO 相互承認を積極的に進めて頂きたい。

また、TPP や RCEP 等の経済連携協定で、AEO 事業者のメリットが出るような施策を導入して頂きたい。例えば、現在、EPA に係る原産地証明書は、第三者証明の場合、原則、商工会議所が発給しているが、日本で物流加工等のため、中継した場合は、連続する原産地証明書は発給できる環境がない。今後、物流加工等中継貿易を活発化していくために、例えば TPP、RCEP 発行後は、こうした連続する原産地証明書、あるいは原産地証明発給に代わるものとして積替え証明等を AEO 倉庫業者、AEO 通関業者等が行える仕組みを構築していただきたい。この場合、当面は、AEO 相互承認相手国との間の運送等に限ることも考えられる。

15. AEO 制度の広報活動の一層の充実を図ること

AEO 制度を維持するためには、各企業の最高責任者（CEO）等幹部の理解が不可欠である。関税局・税関においても、例えば、税関ホームページに AEO 関連情報、資料等を掲載する等更に充実を図るほか、関税局・税関幹部が経団連、日本商工会議所等の企業経営者が集まる会合において、積極的に AEO の重要性について広報を行って頂くこと等により、AEO という言葉が広く一般に周知され、結果として AEO 制度の一層の拡充に繋がるよう努めて頂きたい。

(以上)